5　開始決定の時における給付資金の額　金24万6,220円
6　支給申請期間　平成22年３月26日から平成22年５月25日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　大阪地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成21年９月１日
⑶　確定年月日　平成21年９月16日
⑷　被告人氏名　津波　一貴
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、平成20年４月29日から平成21年５月12日ころまでの間、28回にわたり、５名から、前記３の犯罪行為に関する利息の支払として、合計20万1,000円を受領した。
（罪名）
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項後段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪府大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　06―4796―2200（代表）　内線3121

○上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２２年（へ）第１７号
愛知県幡豆郡吉良町大字小牧字梶見堂４番地１
申立人　有限会社星野建材
代表者代表取締役　星野　正好
権利を争う旨の申述の終期　平成22年６月24日
平成22年３月11日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＶＮ81251
金額　1,000,000円
支払期日　平成22年２月10日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行内幸町営業部
振出日　平成21年10月13日
振出地　東京都港区新橋一丁目六番五号
振出人　日本道路株式会社　取締役社長　三好　武夫
受取人　有限会社星野建材
裏書人　有限会社星野建材　代表取締役　星野　正好
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２０号
千葉県茂原市六ツ野3115番地22
申立人　藤田　正二
権利を争う旨の申述の終期　平成22年６月24日
平成22年３月11日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＤ63516
金額　500,000円
支払期日　平成22年３月23日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社埼玉りそな銀行大手町中央支店
振出日　平成21年11月23日
振出地　埼玉県鶴ヶ島市
振出人　東光株式会社　代表取締役　川津原　茂
受取人　京葉化工機株式会社
裏書人　京葉化工機株式会社　代表取締役　松尾　久哉
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２３号
東京都大田区池上７丁目７番19号
申立人　山武包装株式会社
代表者代表取締役　山下　武久
申立人代理人弁護士　山下　彰俊
権利を争う旨の申述の終期　平成22年６月24日
平成22年３月11日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＤ45980
金額　1,497,562円
支払期日　平成22年５月20日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行品川駅前支店
振出日　平成22年１月20日
振出地　東京都品川区
振出人　日本ダイヤバルブ株式会社　取締役社長　渡辺賢四郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２４号
横浜市緑区東本郷６丁目22番１―1105号
申立人　株式会社ツガワマテハンサービス
代表者代表取締役　中野　正勝
権利を争う旨の申述の終期　平成22年６月24日
平成22年３月11日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＨ61528
金額　106,342円
支払期日　平成22年２月２日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社りそな銀行九段支店
振出日　平成21年９月24日
振出地　東京都千代田区
振出人　株式会社日東　代表取締役　中尾　孝
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２５号
東京都文京区本郷３丁目23番18号
申立人　大祐医科工業株式会社
代表者代表取締役　大野　修嗣
権利を争う旨の申述の終期　平成22年６月24日
平成22年３月11日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＦＣ43355
金額　185,220円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本郷支店
支払地　東京都文京区本郷３丁目
振出日　平成22年２月15日
振出地　東京都文京区
振出人　有限会社トキオン　代表取締役　田中　浩
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２６号
東京都国分寺市本多３丁目11番20号
申立人　矢作　和子
権利を争う旨の申述の終期　平成22年６月24日
平成22年３月11日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　Ａ01334
金額　10,000,000円
支払人　株式会社みずほ銀行新宿南口支店
支払地　東京都新宿区
振出日　平成16年５月27日
振出地　東京都新宿区
振出人　株式会社みずほ銀行新宿南口支店
最終所持人　申立人